

武雄市こどもの貧困に関する実態調査業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、武雄市こどもの貧困に関する実態調査業務に係る委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

武雄市こどもの貧困に関する実態調査業務

(2) 業務内容

別添「武雄市こどもの貧困に関する実態調査業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から平成29年1月31日まで

(4) 委託予定額

委託上限額 2,484,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出の時点で、武雄市に業務委託に係る競争入札参加資格を有し、かつ、九州管内に本店、支店又は営業所を有するものとする。ただし、登録所在地は九州管内でなくとも可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加意向申出書の提出日から契約締結までの間において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り）を受けたものを除く。
- (5) 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

イ プロポーザル企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（様式第2号）

※ 総括責任者及び業務担当者を配置すること。

- エ 会社概要（任意様式）
  - ※ パンフレット等で可
- オ 事業実績書（任意様式）
- カ 見積書（任意様式）

- (2) 提出方法：持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限：平成28年7月12日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- (4) 提出部数：正本1部、副本4部

## 5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 企画提案書の様式

- ア A4版縦、両面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上A3版を利用したほうが、確認しやすい場合はA3版の利用を可とする。
- イ ページ数は、表紙を含み両面印刷で20ページ（10枚）までとする。
- ウ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし本文以外（グラフや表等）はこの限りではない。

### (2) 企画提案内容及び留意事項

- ア 仕様書の内容を踏まえた実施方針等を記載すること。
- イ 仕様書に基づき、別紙の「審査基準」を踏まえた上で、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

## 6 質問及びそれに対する回答方法

### (1) 質問の提出方法

- ア 提出書類：質問書（様式第3号）
- イ 提出方法：持参又は電子メール（受付期限内必着）
- ウ 受付期限：平成28年7月1日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）

### (2) 質問に対する回答方法

- 質問に対する回答は、集約したものを、質問者をふせて、平成28年7月4日（月）までに本市の公式ウェブサイトで公表する。

## 7 契約優先交渉権者の選定方法等

### (1) 審査体制

市が設置する「武雄市こどもの貧困に関する実態調査受託候補者選定に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、審査・選定を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーションによる。

### (2) プレゼンテーション

- ア 実施日時 平成28年7月15日（金）（予定）
  - ※時間については、別途応募者に通知する。
- イ 実施場所 武雄市役所内
  - ※詳細については、別途応募者に通知する。

- ウ 実施時間 20 分以内（提案説明 10 分以内、質疑応答 10 分以内）
- エ 出席者 3 名以内
- オ その他 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。パソコンやプロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に武雄市に連絡すること。

### （3） 審査基準及び選定方法等

審査委員会は、別表の審査基準により評価し、評価点数の合計が最も高い参加者を契約優先交渉権者として選定する。

### （4） 審査結果通知及び公表

審査の結果については、文書にて申込者全員に郵送で通知する。

なお、審査結果については、武雄市ホームページにおいて公表する。

## 8 契約の締結

7で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （1） 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2） 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- （3） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （4） 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- （5） その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

## 10 その他留意事項

- （1） 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- （2） 提出後、企画提案書等の修正及び変更はできない。
- （3） 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- （4） 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、武雄市情報公開条例（平成18年条例第11号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- （5） 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。

## 11 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表	平成28年6月27日（月）
質問の受付期間	平成28年6月27日（月）～7月1日（金）
質問に対する回答期限	平成28年7月4日（月）

企画提案書の受付期間	平成28年7月5日(火)～7月12日(火)
プレゼンテーション	平成28年7月15日(金)
選定結果通知	平成28年7月20日(水)

## 12 問い合わせ先

武雄市こども教育部こどもの貧困対策課

住 所：〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1番地1

電話番号：0954-23-9168

FAX 番号：0954-23-5189

E-mail：kodomo-hinkon@city.takeo.lg.jp

(別表)

審査基準

評価項目	審査事項	配点
業務の基本的な考え方・方針	企画提案内容の基本的な考え方が、本業務の趣旨をよく理解しているものとなっているか。	5
提案内容	仕様書に基づき、その目的、条件、内容を的確に反映した提案内容となっているか。	30
	適切なニーズ把握や施策の提言を行うための集計、分析手法となっているか。	
	企画提案にアイデアや独創性がみられるか。	
	業務ごとに、的確かつ具体的な実施方法が示されているか。	
	企画提案内容に説得力があり、実現性が高いか。	
	仕様書に定めのない業務に関しても積極的に取り組もうとする提案があるか。	
実施体制	業務の実施体制・担当者の配置状況が明確かつ適正で、事業が適切に実施できるか。	5
事業実績	自治体におけるニーズ調査やコンサルティング業務について、十分な実績を有しているか。	5
見積価格	価格が提案内容に対して適当か。	5